

令和8年9月4日

甲賀市議会議員 戎脇浩 様

甲賀市議会議員

糸目仁樹

甲議会第313号 甲賀市政治倫理審査会の結果通知についての陳述

この度、令和8年8月24日付で通知されました甲賀市政治倫理審査会の結果について所見を申し上げます。結論から申し上げます。私の一連の行動が政治倫理基準等に違反すると認定したこと、そして、陳謝の勧告が適当であるとした本審査の結論は不当であり、陳謝に応じることはできません。それは、この審査にはこの結論が前提にあり、後からその理由付けをしているとしか思えない内容だからです。弁護士とも相談した上で以下反論を致します。

審査の経過と審査のポイントに対する反論

(1)「不確定な事案を断定した内容を記載しその旨の発言を行った」とありますが、一般質問で指摘している、自治振興会・まちづくり協議会会長（以下「当該会長」と記す）へ向けた疑惑は単なる噂レベルではなく、また新聞報道のみを鵜呑みにしたものではありません。一般質問でも触れましたが、当該会長が専務取締役を務める会社が総務省の「利用者向けデジタル活用支援推進事業」の補助金 47,147,000 円を不正に受給をしたことは、公的に会計検査院により認定されていることです。これを当該会長自身がしたのかどうか不確定と言う点ではありますが、この点についても、本人が深くかかわった疑惑があり、その根拠は現在裁判所に提出をして審査をして頂いております。仮に、当該会長ではなく社員が勝手にやったこととしても、取締役としての監督責任があるため、不祥事であることに違いはありません。よって、一般質問の表題「自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事に対する市の対応について」としたことは何の問題もありません。また、一般質問の通告書での記述は一部不適切だったと委員会の中で私も認めましたが、訂正が間に合わなかったと言う点について、「一般質問通告書は公文書である」とし、私の認識の誤りを指摘していますが、それならば、なぜ一般質問の終わった後に議長、事務局からこの点指摘がなかったのでしょうか。私だけを責めることに無理があります。

(2)私の一般質問の組み立て方に無理があるとご指摘があります。もちろん、私自身も自分が最高の質問をしたとは思っておりません。もっと、良い質問の仕方があったらこうとは思いますが、しかし一般質問の組み立て方に無理があることを理由に、倫理審査会にて陳謝を勧告されるならば、それ自体が甲賀市議会議員政治倫理条例第18条「この条例の運用に際しては、正当な政治活動を抑制することのないよう留意しなければならない



い。」に違反しています。この度の審査結果通知では「こうした判断は議員の議会での発言を制限しようとするものではない。むしろ議会における議員の基本的権利として発言の自由は保障されなければならない。言論の府として議会の機能を発揮するためには、不可欠最大の要素でもある」と書かれています。そして8月27日の全員協議会における山岡委員長の報告でも、議員必携の紹介と共に同じ内容が強調されていましたが、この事と大きく矛盾します。私も弁護士に相談しておりこの点について「議会での発言を理由に倫理違反を認定し陳謝を求める以上、結果として今後の議員活動に萎縮的な影響を及ぼす可能性は否定できません」とし、同様の指摘をしています。

(3) 全員協議会の報告の中で、議員の発言の自由は保障されながらも、「議場の秩序を乱したり、品位を落とすものであったり、個人のプライバシーに関する発言まで許されるものではない」と示されました。私は議場の秩序も乱しておりませんし、品位を落とす言動もしておらず、また個人のプライバシーに関する発言もしておりません。この一般質問は市から公金の交付を受ける自治振興会・まちづくり協議会の運営や役員の適格性を確認するという市政上の問題意識が含まれているため、当該会長のプライバシーとして扱うことは不適切です。この点も弁護士より指摘を受けております。もし私の一般質問が、例えば名誉毀損などの法令違反になるのであれば、それは確かに問題だと思います。従って、現在、当該会長より一般質問に関する謝罪を求める仮処分の申立が大津地裁に上げられていますが、その司法の判断を待つて判断すべきものと考えます。司法より、謝罪に応じるべきとの結論が出れば、それに従うつもりですが、そうでない場合は、謝罪、陳謝には一切応じかねます。

尚、委員会で私が発言したことについて「真摯に向き合う姿勢とは言えない」と批判をしていますが、私は頂いた質問には全て真摯にお答えしております。感情のみによる批判をする委員会の姿勢に大きな疑問が残ります。

(4) この度、戒告ではなく謝罪勧告が適当とした理由に、既に全員協議会にて戒告は行っているからと示されました。この理由も非常に不適切なものであります。全員協議会では確かに各議員から意見を聞きましたが、当時、これを戒告であると宣言していたのでしょうか。宣言もしていないのに、これを公式に戒告とするとは、あまりに乱暴です。また、同全員協議会の中でも、議員の意見の中には、この件は「糸目本人が解決すべきことであり、他の議員がこれに批評することではない」と発言した議員も居たことから、この点からも戒告とするのは、論理が破綻していると言わざるを得ません。ましてや、これに対して反省がないとはどういうことでしょうか。あまりにお粗末な論理の組み立てです。

以上、通知に対する反論を述べました。この倫理審査会については、当該会長の地域の住民も多数傍聴に来られました。皆、委員会の様子を見て憤慨されており、議会の信頼が

著しく損なわれています。一般質問では述べておりませんが、当該地域において、当該会長は住民と激しく対立をしており、住民は皆苦しい思いを複数年度に渡り強いられています。当該会長を支持する人は、当該地域において極めて少数であり、この市民の切実な民意を聞き、それを解決しようと動くのは議員として当たり前の使命です。また、当該地域外の市民からも「当該会長の悪行を見聞して、真摯に公の場で質問(告発)している意義の大切さの重みを他の議員が理解していない」との声も出ています。一般質問での発言の仕方が完璧だったとは申しませんが、少なくとも私は議員の果たすべき使命を自覚して行動しました。ましてや倫理審査会にかけられるようなことは何もしておりません。しかるに議会において、私の言葉尻を取上げて責め立て、私が議会で提起したことには一切耳を傾けようともせず、ともすれば、当該会長を援護しているともとれる行動は市民の切実な声を踏みにじる行為であり、到底看過できず、司法の判断が無い限り、陳謝に応じることはできません。私のこの度の陳述書も不当と思し召しならば、司法の場で結論を出すことも一つの手段です。議長におかれましては、公平公正なご判断をなされることを強く望みます。